

道路整備に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書

道路は、市民の安全・安心な暮らしや、持続的な地域経済の成長を支えるとともに、災害時には市民の命を守るライフラインとして機能するなど、市民生活になくてはならない重要な社会基盤である。

現在、道路事業においては、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「道路財特法」という。）の規定により、補助率等がかさ上げされているが、この措置は、平成29年度までの時限措置となっている。

地方創生に全力を挙げて取り組んでいるこの時期に、補助率等が低減することは、本市が目指す都市の姿である「ネットワーク型コンパクトシティ」の実現に不可欠な道路整備の推進に、大きな影響が及ぶこととなる。

よって、国においては、道路財特法の補助率等のかさ上げ措置について、平成30年度以降も継続するとともに、今後とも着実な道路整備の推進に必要な財源を確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成29年9月29日

宇都宮市議会

内閣総理大臣
財務大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣
（地方創生）
衆・参両院議長

）あて